

## 定期試験期間内試験（教室での対面実施）の 追試験申請について

定期試験期間中に実施される教室での対面試験を止むを得ない事情で欠席した学生は、下記により追試験の申請をすることができます。

1. 追試験日       **2023年2月3日（金） 9：45 集合（時間厳守）**  
試験会場       **経済学部棟 202 教室**

### 2. 申請資格

- (1) 病気、列車遅延、事故等不測の事態による場合
- (2) 他学部公開科目・他学部主催科目の試験と重なった場合
- (3) 就職試験による場合（会社説明会、インターンシップは不可）
- (4) 指定試験合格者奨励金、L・U キャリアアップ奨励金対象試験の受験日と重なった場合
- (5) 新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応による発熱等が生じた場合

### 3. 申請期間

**2023年1月23日（月）～1月27日（金）** ※期間外は受付不可  
平日 9:00～17:00（11:30～12:30 を除く）

※他学部公開科目・SSI 科目のみ 1 月 31 日（火）まで  
ただし、わかり次第速やかに申し出ること

### 4. 申請方法

以下の 2 つを期間内に事務課窓口へ提出すること。

- (1) 所定の「試験欠席届」：事務課窓口にて交付
- (2) 証憑書類：「診断書」、「遅延証明書（駅で発行された紙の証明書のみ有効）」、「就職試験受験証明書」等の試験欠席日当日に休まざるを得ない理由・当日の日付が明記されているもの

※就職試験の場合は別紙「就職試験受験証明書」等、公的な証明書（「日時」・「会社説明会ではなく面接あるいは試験であること」を明記の上、「会社の公印」が必要）を提出すること。公印がもらえない場合は担当の方の名

刺をいただくこと（書式は事務課窓口でも配布あり）。

## 5. 申請について

- (1) 原則、窓口にて申請を受け付けます。  
※やむを得ない事情の場合にのみ、電話にて問い合わせること。
- (2) 追試は、止むを得ない事情で受験できなかった場合で、かつその証明ができる場合のみ対象となります。成績が不良だったという理由は対象になりません。
- (3) いかなる理由があっても、追試の追試は実施しません。

### <その他注意事項> ※必ずご一読ください。

- 注1) 列車の遅延の場合、試験日に自宅（大学登録住所）から大学に向かう場合に限りです。通学経路以外での遅刻は追試対象になりません。また、遅れた時間以上の遅延証明を駅で受領したものでなければ認められません（鉄道会社のホームページから取得できる遅延証明では追試の申請はできません）。
- 注2) 事故等の場合、公共交通機関を使用して起こったものに限りです。自転車やバイク等で通学し、自分で事故を起こした場合や事故に巻き込まれた等は認められません。
- 注3) 身内に不幸があった場合には、葬儀の会葬礼状等、日時と場所が明記されているものを持参してください。
- 注4) インターンシップによる欠席は原則追試不可です。ただし、就職試験の一環である場合は、その証明ができれば例外として受付可能です。
- 注5) **他学部公開科目や SSI 科目と経済学部の試験科目が重なった場合は、試験日に他学部公開科目の試験を受け、経済学部科目の追試を申請してください。申請時には「履修登録科目確認通知書」を添付すること。**
- 注6) 他学部公開科目・SSI 科目の追試験を申請する場合も、経済学部事務課へ申し出ること。
- 注7) レポートによる追試の場合は、事務課から個別に連絡します。
- 注8) 試験範囲・参照等は原則定期試験と同様となりますが、申請受付後、変更があった場合は事務課から連絡します。

以 上